

そ の 他 留 意 事 項	
買 受 人 の 制 限	次に掲げる者は、直接、間接を問わず公売財産を買い受けることができません。 1 滞納者（ただし、換価の目的となった自己の財産のみの買受けに限る。） 2 市税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職員
公 売 へ の 参 加 制 限	次に掲げる者に該当すると認められる事実がある者については、その事実があった後2年間、公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は入札等をさせないことがあります。その事実があった後2年を経過しない者を使用人その他の従業者として使用する者及びこれらの者を入札等の代理人とする者についても同様とします。 1 入札等をしようとする者の公売への参加若しくは入札等、最高価申込者等の決定又は買受人の買受代金の納付を妨げた者 2 公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもって連合した者 3 偽りの名義で買受申込みをした者 4 正当な理由がなく、買受代金の納付の期限までにその代金を納付しない買受人 5 故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者 6 上記に掲げる者のほか、公売又は随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者
公 売 へ の 参 加 申 込	公売参加にあたっては、岐阜市の指定する方法により入札手続の申し込みを行う必要があります。公売参加申込み完了後、公売保証金の納付及び入札に必要な関係書類を交付（送付）します。公売参加申込書類については岐阜市ホームページからダウンロードしていただくか、岐阜市財政部納税課の窓口にお越しください。
公 売 保 証 金	入札をしようとする者は、所定の公売保証金を岐阜市指定金融機関若しくは収納代理金融機関で納付してください。公売保証金は、売却区分ごとに必要です。なお、公売保証金を納付した後でなければ、入札を行うことができません。
入 札	1 入札者は、所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札してください。入札書には字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。もし、書き損じたときは、新たな入札書を請求してください。 2 入札価額が訂正された入札書は無効とし、入札がなかったものとします。 3 同一売却区分番号について、2枚以上の入札書を提出することはできません。2枚以上入札された場合は、入札書は全て無効とします。一度提出した入札書は、入札時間内であっても引換え、変更又は取消しをすることができません。 4 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。 5 公売財産が農地の場合は、都道府県知事又は農業委員会の発行する買受適格証明書を提出してください。
開 札	入札書は、入札者の面前で開札します。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないとき、又は立ち会わないときは、岐阜市役所の他の職員を立会いの上、開札します。
最 高 価 申 込 者 等 の 決 定	見積価額以上の入札者のうち、最高価額による入札者を「最高価申込者」として決定します。最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上であり、かつ、最高の価額である者に対して行います。
追 加 入 札 と 抽 選	最高価額による入札者が2人以上あるときは、これらの者の間で追加入札を行い、最高価申込者を決定します。なお、この場合の入札価額は、当初の入札価額以上であることが必要であり、これに満たない価額で追加入札をしたとき、又は追加入札をすべき者が追加入札しなかったときは、国税徴収法第108条の規定（公売実施の適正化のための措置）により措置を講ずることがあります。 追加入札の結果、なおその追加入札の入札価額が同額の場合は、くじにより当選した者を最高価申込者として決定します。 追加入札の方法・日程は別紙の「追加入札」とおり。
次 順 位 買 受 申 込 者 の 決 定	最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上であり、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。）による入札者から、次順位による買受の申込みがあった場合は、その入札者を次順位買受申込者として決定します。 この場合、次順位買受申込者の納付した公売保証金は、一定の期間保管します。なお、公売保証金には利子はつきません。 最高価申込者がその決定を取り消されたとき、又は売却決定が取り消されたときは、次順位買受申込者に対し売却決定をします。
再 度 入 札	入札者がいないとき、又は入札価額が見積価額に達しないときには、再度入札を行うことがあります。

売却決定	公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。 次順位買受申込者に対して売却決定を行う場合は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。
買受代金の納付	売却決定を受けた買受人は、公告に記載した納付期限までに買受代金を、岐阜市の指定口座へ振込んでください。なお、振込手数料は買受人の負担になります。
売却決定の取消し	次に掲げるときは、売却決定を取り消します。 1 公売財産に係る市税の完納の事実が買受人の買受代金納付前に証明されたとき。 2 買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しないとき。 3 国税徴収法第108条第2項の規定に該当したとき。
公売保証金の返還、帰属	1 最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者には、公売が終了した後に公売保証金を返還します。また、次順位買受申込者には、最高価申込者が買受代金を納付した後に公売保証金を返還します。 2 買受人が買受代金を期限までに納付しないことにより売却決定が取り消されたときは、その者の納付した公売保証金をその公売に係る市税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。また、国税徴収法第108条第2項の規定による決定を受けた者の納付した公売保証金は、岐阜市に帰属します。
権利移転の時期	買受人は、買受代金を納付した時に公売財産を取得します。ただし、公売財産が農地の場合は、農業委員会が発行する許可書又は受理書が必要となります。
危険負担の移転の時期	危険負担は、原則として買受代金を納付したときに移転します。従って、その後における財産の毀損、盗難及び焼失等による損害の負担は買受人が負うこととなります。
契約不適合責任	公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、岐阜市は契約不適合責任等を負いません。
権利移転に伴う費用	公売による権利移転に伴う費用（登録免許税、嘱託書の郵送料等）は、買受人の負担となります。
権利移転に必要な関係書類等	買受人は、買受代金を納付した後、指定した日までに所有権移転登記の請求をしてください。なお、所有権移転登記の請求手続に当たっては、次の書類等が必要です。 1 売却決定通知書 2 買受人が個人の場合にあつては住民票（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する「個人番号」をいう。）の記載がないもの）、法人の場合にあつては法人の登記事項証明書又は資格証明書 3 登録免許税相当の印紙又は領収証書 4 市町村が発行する固定資産評価証明書又は固定資産価格通知書 5 登記・登録関係書類の郵送料 6 農地の場合は、農業委員会が発行する許可書又は受理書
財産の引渡し	岐阜市は、公売財産の引渡義務を負いません。従って、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うことになります。
換価制限	法令等の規定により換価制限（公売手続の停止）となる場合があります。
陳述書等の提出について	1 入札をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員。以下「入札者等」という。）は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。 暴力団員等とは、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。 なお、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。また、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書（宅地建物取引業の免許証等）の写しを併せて提出する必要があります。 2 売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。なお、買受人または自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。
その他	その他詳しいことは、岐阜市役所納税課へお尋ねください。